5. 496
付加分配：オーストリア、アゼルバイジャン、キルギス及びトルクメニスタンでは、12.5―12.75GHzの周波数帯は一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。ただし、これらの業務の局は、この脚注に掲げていない第一地域の国の固定衛星業務の地球局に有害な混信を生じさせてはならない。また、この脚注に掲げる国の固定局及び移動局に対しては、これらの地球局の調整を必要としない。無線通信規則第12条の表21―４に定める地表面での固定衛星業務に関する電力束密度の制限は、この脚注に掲げる国の領域内に適用する。
5. 497
航空無線航行業務による13.25―13.4GHzの周波数帯の使用は、ドップラー航行援助装置に限る。
5. 498（未使用）
5. 498A
13.25―13.4GHzの周波数帯で運用する地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）は、航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、その使用と発達を妨げてはならない。
5. 499
付加分配：バングラデシュ及びインドでは、13.25―14GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。パキスタンでは、13.25―13.75GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。
5. 500
付加分配：アルジェリア、アンゴラ、サウジアラビア、バーレーン、ブルネイ、カメルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、マダガスカル、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、カタール、シリア、シンガポール、スーダン、南スーダン、チャド及びチュニジアでは、13.4―14GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。パキスタンでは、13.4―13.75GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。
5. 501
付加分配：アゼルバイジャン、ハンガリー、日本、モンゴル、キルギス、ルーマニア及びトルクメニスタンでは、13.4―14GHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。
5. 501A
一次的基礎での宇宙研究業務による13.4―13.75GHzの周波数帯の分配は、能動宇宙検知器に限られる。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。
5. 501B
13.4―13.75GHzの周波数帯では、地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）は、無線標定業務に有害な混信を生じさせてはならず、また、その使用と発達を妨げてはならない。
5. 502
13.75―14GHzの周波数帯においては、静止衛星による固定衛星業務のネットワークの地球局の最小空中線口径は1.2mとし、また、非静止衛星による固定衛星業務のシステムの地球局の最小空中線口径は4.5mとしなければならない。さらに、無線標定業務又は無線航行業務の局から発射される１秒当たりの平均の等価等方輻射電力は、仰角が２度を超える場合においては59dBW、仰角が２度以下の場合においては65dBWを超えてはならない。主管庁は、この周波数帯において空中線口径が4.5m未満の固定衛星業務の静止衛星通信網の地球局を使用する前に、この地球局から生ずる電力束密度が以下の値を超過しないことを確認しなければならない。
― 沿岸諸国により公認された干潮線上での海抜36mにおいて、時間率１％以上で－115dB（W／（㎡・10MHz））
― 事前の同意が得られていない限り、この周波数帯において陸上移動レーダーを設置している又は設置予定の主管庁の国境上での地上高３mにおいて、時間率１％以上で－115dB（W／（㎡・10MHz））
空中線口径が4.5m以上の固定衛星業務の地球局については、いかなる発射の等価等方輻射電力も最低68dBWとし、かつ、85dBWを超えてはならない。
5. 503
13.75―14GHzの周波数帯においては、事前公表の情報が1992年１月31日以前に無線通信局に受領された宇宙研究業務の静止宇宙局は、固定衛星業務の局と同等に運用でき、同日後に受領された宇宙研究業務の新しい静止宇宙局については、二次的基礎で運用する。事前公表の情報が1992年１月31日以前に無線通信局に受領された宇宙研究業務の静止宇宙局が運用を終了するまでは、
― 13.77―13.78GHzの周波数帯においては、静止衛星軌道の宇宙局と共に運用する固定衛星業務のいかなる地球局から発射される等価等方輻射電力密度は、次の値を超えてはならない
ⅰ）固定衛星業務の地球局の空中線口径が1.2m以上4.5m未満の場合においては、4.7Ｄ＋28dBW／40kHz、ここでＤは空中線口径(m)
ⅱ）固定衛星業務の地球局の空中線口径が4.5m以上31.9m未満の場合においては、49.2＋20log（Ｄ／4.5）dBW／40kHz、ここでＤは空中線口径(m)
ⅲ）固定衛星業務の地球局の空中線口径が31.9m以上の場合においては、66.2dBW／40kHz。
ⅳ）空中線口径が4.5m以上のあらゆる固定衛星業務の地球局からの狭帯域（必要周波数帯幅が40kHz未満）発射の場合においては、56.2dBW／４kHz
― 非静止衛星軌道の宇宙局と共に運用する固定衛星業務のいかなる地球局から発射される等価等方輻射電力密度は、13.772―13.778GHzの周波数帯において６MHzの周波数帯域幅当たり51dBWを超えてはならない
降雨減衰を補償するため、固定衛星業務の宇宙局における電力束密度が、地球局の使用によって生ずる等価等方輻射電力により晴天時における上記制限値を超えない範囲で、この周波数帯域における等価等方輻射電力密度を増加させるための自動電力制御装置を使用することができる。
5. 503A（未使用）
5. 504
無線航行業務による14―14.3GHzの周波数帯の使用は、固定衛星業務の宇宙局に十分な保護を与えるものでなければならない。
5. 504A
14―14.5GHzの周波数帯においては、二次業務の航空移動衛星業務の航空機地球局は、固定衛星業務の宇宙局とも通信することができる。無線通信規則第5. 29号、第5. 30号及び第5. 31号の規定を適用する。
5. 504B
14―14.5GHzの周波数帯における航空移動衛星業務の航空機地球局は、スペイン、フランス、インド、イタリア、英国及び南アフリカ共和国の領域に位置する14.47―14.5GHzの周波数帯において観測を行ういかなる電波天文局に対しても、ＩＴＵ－Ｒ勧告M．1643第１附属書Ｃ部の規定に従わなければならない。
5. 504C
14―14.25GHzの周波数帯においては、サウジアラビア、ボツワナ、コートジボワール、エジプト、ギニア、インド、イラン、クウェート、ナイジェリア、オマーン、シリア及びチュニジアの領域において航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別な同意がなければ、ＩＴＵＲ勧告M．1643第１附属書Ｂ部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第5. 29号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。
5. 505
付加分配：アルジェリア、アンゴラ、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、大韓民国、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、オマーン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、スワジランド、タンザニア、チャド、ベトナム及びイエメンでは、14―14.3GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。